

所管部課名	薩摩川内市教育委員会 文化課							
事務事業名	文化財保護事業							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
平成27年度 予算額	1,830 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 1,830 千円				
				その他の内容				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	会議開催状況		80回	平成32年度				
成果指標②	郷土芸能伝承のための活動状況		650回	平成32年度				
補助対象者	市内郷土芸能保存団体							
補助対象経費	郷土芸能伝承のための後継者育成及び発表などの公開を通して、郷土文化の振興に図るものであること。（報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費）							
補助対象事業・活動の内容	郷土芸能公演等の開催及び保存伝承のための衣装等整備							
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	国指定：60,000円 県指定：40,000円 市指定：30,000円 未指定：23,000円							
上記項目の積算方法	予算に定める額以内							
補助を 受ける 3カ 年の 事業 (団体) 等の 決算 状況	収入	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
		自己資金	8,571,819	52.8%	11,420,402	70.1%	8,782,425	62.4%
		会費収入	670,000	4.1%	943,240	5.8%	356,960	2.5%
		事業収入	1,791,514	11.0%	2,856,101	17.5%	1,680,527	11.9%
		寄付金・その他助成	6,110,305	37.7%	7,621,061	46.8%	6,744,938	48.0%
		市補助金	1,801,000	11.1%	1,702,000	10.4%	1,672,000	11.9%
		(前年度繰越金)	5,855,676	36.1%	3,170,764	19.5%	3,612,011	25.7%
	計	16,228,495	100.0%	16,293,166	100.0%	14,066,436	100.0%	
	支出	事業費	13,057,731	80.5%	13,206,460	81.1%	11,150,804	79.3%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	3,170,764	19.5%	3,086,706	18.9%	2,915,632	20.7%
計		16,228,495	100.0%	16,293,166	100.0%	14,066,436	100.0%	
支出計/前年度支出計				100.4%		86.3%		
自己資金/前年度自己資金				133.2%		76.9%		
翌年度繰越金/市補助金			176.1%	181.4%		174.4%		
交付件数		63		59		58		
成果指標の推移①		73		67		69		
成果指標の推移②		687		622		635		
特記すべき事項等	<p>【今年度改善点】県指定、市指定、未指定についてはそれぞれ補助額が統一されているが、国指定のトシドンと、人形浄瑠璃は金額が異なっていたが、平成27年度から60,000円に統一した。</p> <p>【前回評価】平成24年度「継続」使用目的が明確なものは基金に積み立てるなど繰越金とは区分・整理をすべき。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民が地域の伝統芸能に触れる機会が増加することで、文化財や地域文化の大切さを認識し、地域文化進行に寄与するものと思われる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	①に該当する。 年間を通じての郷土芸能の活動や備品購入のための積み立て金の一部にもなるため必要性は高いものと思われる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	C	練習や奉納・披露などの活動自体が保存・継承そのものであり『伝承のための活動回数』等は市民ニーズに合致している。また補助金の使途は活動そのものや備品の購入等に充てられており郷土芸能の保存継承に適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	郷土史の研究はその幅(年代・地域・ジャンル)が広いため行政(文化課や歴史資料館)が行うより、地域の団体が行う方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	補助額は『予算で定める額以内』とされており、明確な根拠とは言い難い。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	会費を徴収するなど自主財源を積極的に確保する団体とそうでない団体など様々である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	郷土芸能活動を通して、世代を越えた地域住民のコミュニケーションが活発になり地域の活性化につながる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	協賛金や会費を徴収するなど自主財源を積極的に確保する団体も一部あるが、殆どが自主財源に乏しい状況にあり補助金は必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は明確に規定されており、公費を充てるものとして著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 郷土芸能は少子化や過疎化に伴い保存継承が困難となっている。当該補助事業を継続することで、住民が地域の伝統芸能に触れる機会が増え、文化財や地域文化の大切さを認識させ、地域文化振興に寄与するとともに地域の活性化にもつながるものと思われる。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 当該補助金の交付だけでなく、先進地の事例など、積極的に各団体に情報提供を行い保存継承に向けて支援していきたい。		≪まとめ≫

## 郷土芸能保存奨励補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる郷土芸能保存奨励補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業等の要件)

第2条 郷土芸能保存奨励補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 郷土芸能伝承のための後継者育成及び発表などの公開を通して、郷土文化の振興を図るものであること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

### (補助金の額)

第3条 郷土芸能保存奨励補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算に定める額以内とする。

### (補助対象経費)

第4条 郷土芸能保存奨励補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 備品購入費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

### (交付の申請)

第5条 郷土芸能保存奨励補助金の交付の申請に係る、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年9月30日とする。

2 郷土芸能保存奨励補助金の交付の申請に係る、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 則
- (2) 役員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類。

### (交付の基準)

第6条 郷土芸能保存奨励補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に郷土芸能保存奨励補助金を交付することが適当でない認められる場合

(実績報告)

第7条 郷土芸能保存奨励補助金の実績報告は、規則第15条に定めた書類により行うものとする。

(効果の測定)

第8条 郷土芸能保存奨励補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 会議開催状況

(2) 郷土芸能伝承のための活動状況

(補助事業者等の責務)

第9条 郷土芸能保存奨励補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化教育施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める

#### 附 則

1 この要領は、平成19年4月1日より施行する。

2 郷土芸能保存奨励補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。